

ひだか合理的配慮提供事例集

～一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を目指して～



○ このパンフレットをお読みいただく皆さんへ

平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）では、行政機関における合理的配慮の提供が義務付けられ、各学校では、個別の教育支援計画の作成などを通じて、本人・保護者との十分な合意形成を図り、一人一人の障がいの状況に応じた合理的配慮を提供することが示されています。

こうしたことから、日高管内特別支援連携協議会専門家チームにおいて、管内における合理的配慮の良好な提供事例を取りまとめ、各学校等の実態に応じた取組の参考にしていただくため、このパンフレットを作成しました。校内研修等で活用いただき、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実につなげていただければ幸いです。

【目次】

- 1 事例 1 校内委員会を活用し、「解決の方策」を検討した事例（小学校）
- 事例 2 ケース会議での情報交流に基づき、「解決の方策」を検討した事例（小学校）
- 事例 3 パートナー・ティーチャーの助言に基づき、「解決の方策」を検討した事例（中学校）
- 事例 4 校内研修を活用し、全教職員が「解決の方策」を検討した事例（中学校）
- 事例 5 関係諸機関と連携を図り、「解決の方策」を検討した事例（高等学校）
- 2 「合理的配慮」の内容や方法等の記録について

P2

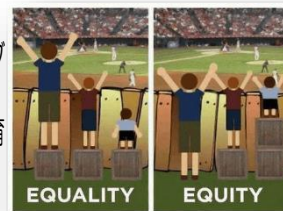
P3

P4

合理的配慮とは

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの

（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成 24 年 7 月 中央教育審議会初等中等教育分科会）



1 事例1 校内委員会を活用し、「解決の方策」を検討した事例（小学校）

①【課題】

- 本人は、国語の時間に、漢字を書くこと、読むことの学習に継続して取り組んでいるが、特に書くことが困難である。
- ノートを写すことに時間がかかり、説明を十分に聞くことができない。



②【解決の方策の検討】

本人に対し、漢字を繰り返し書く以外の学習方法を取り入れてみてはいかがでしょうか。



校内委員会 で検討

- ・学校としての支援方針を決め、支援体制をつくるために必要なメンバーで構成します。（例：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等）
- ・学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な児童生徒について、状況や提供する合理的配慮等について、全教職員の共通理解を図ることが大切です。



教員が板書を行う際は、本人が授業中にノートに写す内容を限定してみてはいかがでしょうか。

③【提供する合理的配慮について】

- 本人への学習指導に当たっては、漢字を文脈の中で読ませて音で覚えさせるなど、書くことより読むことに重点を置いて指導する。また、漢字パズルなどを利用して、組合せて文字の形を覚えさせるなどの工夫を行う。
- 教員が板書を行う際は、本人が実際にノートに写す部分を色分けする。残りの板書の内容については、デジタルカメラ等で記録を残し、「印刷したものをノートに貼る」、「家庭学習等の時間に、印刷したものをノートに写す」等の指導を行う。

事例2 ケース会議での情報交流に基づき、「解決の方策」を検討した事例（小学校）

①【課題】

- 本人は、体育の授業（特に、跳び箱、マット運動）に苦手意識があり、授業中に体育館から抜け出したり、1人でボール遊びを始めたりすることがある。
- 本人の生育歴や発達の経過等について留意すべき事項が報告されないなど、校内や関係機関等との引継ぎの体制に課題がある。

②【解決の方策の検討】

〈療育機関から〉
本人の行動の傾向について全教職員で共通理解を図り、指導目標を見直し、今後の指導方法や指導体制等を整えてみてはいかがでしょうか。



ケース会議 で検討

- ・特別支援教育コーディネーターを中心に、学校や保護者、療育機関等の専門家がチームとなって、学校で提供する合理的配慮の内容や方法等、今後の指導方針や具体的な支援策を検討します。
- ・生涯にわたり一貫した支援を行うことができるよう、関係機関が連携することが大切です。



〈医療機関から〉
学校だけでは大変な状況の時、関係機関が応援できるよう連絡体制を整えてみてはいかがでしょうか。

③【提供する合理的配慮について】

- 体育館の端に、本人専用の跳び箱やマットを置くスペースを確保したり、跳び箱の段を低く設定し、跳ぶことに対する苦手意識を軽減したりするなど、学習環境の配慮を行う。
- 本人が特に苦手とする学習活動については、特別支援教育支援員を配置し、事前に関係機関等からのサポートを検討するなど、特別支援教育コーディネーターを中心とした連携体制を整える。



事例3 パートナー・ティーチャーの助言に基づき、「解決の方策」を検討した事例（中学校）

①【課題】

- 本人は、利き手と反対側の手に怪我を負い、指を自由に動かすことができず、リハビリを継続している。特に、音楽の授業では、リコーダーや琴などの両手を使う楽器の演奏が困難である。また、音楽以外の学習活動全般においても両手を使うことができないことで、本人が不便に感じる場面が多い。

②【解決の方策の検討】

教材等の内容の変更や個別の配慮を考えてみてはいかがでしょうか。



パートナー・ティーチャーの助言を基に検討

- ・ 特別支援学校の教員による継続した助言を受けることにより、通常の学級や特別支援学級に在籍する発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する指導・支援の充実を図ることが大切です。
- ・ 助言の内容を、校内研修で全ての教員で共有し、教員一人一人が特別支援教育の理解を深め、指導力を高めることが大切です。



教員の専門性を高めるために、積極的に校外での研修会や特別支援学校の研究会に参加してみてはいかがでしょうか。

③【提供する合理的配慮について】

- 音楽の学習指導に当たっては、本人が片手の指のみでリコーダー等の演奏を行うことができるように編曲したり、楽器をスタンド等で固定したりするなど、片手でも扱いやすいようにする。
- 学習活動全般において、滑り止め等の補助具を利用するなど、本人が片手でも学習用具や教材等を扱うことができるよう準備したり、困難な作業の時に個別の配慮ができるよう、教員の声のかけ方を工夫したりする。



事例4 校内研修を活用し、全教職員が「解決の方策」を検討した事例（中学校）

①【課題】

- 本人は、一斉授業での学習内容を理解するのに時間がかかる。また、実技教科では、作業が伴う学習の際は個別の指導や支援が必要である。
- 本人はこれまでの経験から、自己肯定感が低くなっており、分からないことがあっても周囲に支援を求めることが難しい。

②【解決の方策の検討】

「授業のユニバーサルデザイン化」、「子どものよさを見取る評価方法」等を視点として、全教職員で授業改善に取り組んでみてはいかがでしょうか。



校内研修で検討

- ・ 発達障がいのある子どもだけでなく、学校として全ての指導や支援の充実に向けて、今後の指導方針や具体的な支援策について、全教職員で検討します。
- ・ 年間を通じて、「校内研修プログラム」や『校内研修プログラム』活用事例集』を活用し、特別支援教育に係る校内研修を推進するなど、教員の指導力を高めることが大切です。



校内研修の成果を生かして、子どもの自己肯定感を高めるための学級経営の工夫改善に取り組んでみてはいかがでしょうか。

③【提供する合理的配慮について】

- 本人が取り組む学習活動（黒板を見る、板書をノートに書く、教師の話を聞くなど）を1つずつ区切り、具体的に伝えたり、実技教科の学習に当たっては、グループ学習以外に個別の学習を取り入れたりするなど、学習形態を柔軟にして対応する。
- 校内研修を継続的に実施し、「分からない」ことを意思表示できる環境づくりを行うとともに、どの子にも分かりやすい授業の実現に向けて授業改善を進め、「できたこと」に対して賞賛の声かけを増やすことにより、自己肯定感を高める。

事例5 関係諸機関と連携を図り、「解決の方策」を検討した事例（高等学校）

①【課題】

- 本人は、2学期から不登校となる。自分の部屋に閉じこもり、保護者の呼びかけにも応えず、昼夜が逆転した生活を送るようになった。
- このことについて、保護者は学校と相談する機会をもつことができず、学校は本人や家庭の状況を把握することができていない。

②【解決の方策の検討】

医療機関での受診結果について全教職員で共通理解を図るとともに、本人及び保護者との面談の機会を設け、本人が安心して登校できる体制づくりを検討してみたいかがでしょうか。



関係諸機関（保健所、児童相談所など）と連携して検討

- ・ 学校における今後の指導方針や具体的な支援策と併せて、保護者に対する助言の在り方を示すなど、学校、家庭・地域、関係諸機関が一体となった指導及び支援の充実を図ります。
- ・ 各関係機関において中心となる担当者を明らかにし、それぞれの役割を明確にして、円滑な連携に努めます。



保護者に対し、スクールソーシャルワーカーの活用を勧めたり、継続的に保健所の思春期相談を受けることができるように保健師の活用を勧めたりするなど、関係諸機関との連携を図ってみたいかがでしょうか。

③【提供する合理的配慮について】

- 学校は、安心感をもたらす声かけを増やすなど、本人への対応を統一し、学校生活への適応を優先させるとともに、保健室登校を含めた本人の「居場所づくり」を行う。
- 関係諸機関は、本人及び保護者への継続的なサポートに向けた体制づくりに努める。

2 「合理的配慮」の内容や方法等の記録について



「個別的教育支援計画」への記載

合理的配慮の内容や方法等を記載し、引き継ぐことにより、切れ目のない指導や支援につなげます。

相談内容	【保護者からの合理的配慮の申し出】 板書を早く記録できるよう、パソコンを使わせてほしい。 【A君への合理的配慮】 まず、書く量の調整を行い、パソコンの使用が必要か検討する。 ① 板書を写真に撮り、印刷してノートに貼る（写真に残したい部分はA君が判断し、B先生に依頼する）。 ② 板書のうちノートに書き写す部分を赤チヨークで囲んで示す。 【その他】 ・ A君が気付いたことや考えたことは、吹き出しでノートに書き加えることを指導する。
------	---



「個別の指導計画」への記載

合理的配慮を「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」提供するか記載し、日々の授業において、実施・評価し改善するとともに、引継ぎ等に活用することにより、切れ目のない指導や支援につなげます。

長期目標	通常の学級の授業に落ち着いて参加することができる。		
短期目標	場面	○指導内容 ・ 指導方法	評価
困ったことがあったとき、自分からB先生へ支援を伝えることができる。	自立活動の時間	○板書の写真での記録 ・ 板書を写真で記録する流れと、よさについて説明する。 ・ B先生への写真撮影の依頼の仕方を練習する。 ○板書を書き写す量の調整 ・ 赤枠の中を書き写す。	・ 困ったときに依頼してよいことが分かり、安心して授業に参加することができた。 ・ 板書を書き写す量が減ったことで、時間内に書き終えることができた。（〇月〇日）
気付いたことをメモにすることで、学習に主体的に参加できる。	交流及び共同学習	○吹き出しメモ ・ 気付いたことや考えたことをノートに吹き出しで記入する。 ・ 記入できたときは、C先生などからほめるようにする。	・ 理科の授業で、テレビ番組で見たことを吹き出しに書くことができ、C先生からほめられていた。（〇月〇日）

【参考】リーフレット「合理的配慮の提供」に至るプロセス～個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した切れ目のない指導や支援～（平成29年3月北海道教育委員会）
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/index.htm>

本資料は、日高管内特別支援連携協議会専門家チーム委員の協力を得て作成しました。